

【EU】 保険の男女差別免除規定は無効—司法裁判所判決

海外立法情報調査室・植月 献二

* 男女均等待遇の実施に関する EU 指令 2004/113/EC には、保険料率等の算定に関する免除規定があり、各加盟国は一定の条件下で男女保険料率等の差を認めてよいとされているが、2011 年 3 月 1 日、欧州連合司法裁判所は、この免除規定を無効とする先決裁定を下した。

欧州連合司法裁判所と先決裁定

欧州共同体の機関であった欧州司法裁判所は、2009 年 12 月 1 日のリスボン条約発効により、新たに欧州連合（以下「EU」）の司法機関として EU 司法裁判所と命名された（EU 条約第 19 条第 1 項）。EU 司法裁判所は、加盟国の裁判所又は審判所の要請に基づき、EU 法の解釈又は EU の各機関によって採択された行為の有効性について、先決裁定（preliminary ruling）を行う（同条第 3 項(b)）。EU 法の解釈等の問題が加盟国の裁判所に提訴されたときに、当該裁判所が判決を下すために当該問題に関する決定が必要であると認められる場合には、当該裁判所は EU 司法裁判所に先決裁定を求めることができる（EU 運営条約第 267 条）。EU は、こうした制度により、EU 法の効果的な適用を促進し、各加盟国における解釈の相違を防いでいる。

男女均等待遇と保険に関する規定

EU 条約第 6 条は、EU 基本権憲章に定める権利、自由及び原則を承認し、同憲章が EU の基本条約と同等の法的価値を有すると定めている。同憲章第 21 条及び第 23 条は、性による差別を禁止し、すべての分野において男女間の平等を確保するものとし、EU 運営条約第 8 条では、男女間の不平等の除去及び平等の促進を目指している。

EU では 2004 年、この原則を各加盟国に浸透させるために「物品及びサービスへのアクセスとその供給における男女均等待遇原則を実施する 2004 年 12 月 13 日の理事会指令 2004/113/EC」（注 1）を制定し、各加盟国は、遅くとも 2007 年 12 月 21 日までにこれを実施する国内法を制定することとした。その第 5 条第 1 項は、各加盟国に対し、2007 年 12 月 21 日以後に締結するすべての契約においては、保険その他関連金融事業における保険料及び保険給付金を算定する要素に性別を用いることにより個々の保険料等に差が生じることのないようにしなければならないとしている。しかし、同条第 2 号には次の免除規定が置かれた。

「第 1 号の規定にかかわらず、各加盟国は、2007 年 12 月 21 日より前に、性別が決定的に影響を与える要素であることが統計より明らかである場合には、男女の保険料及び保険給付金差を設けることを認可することができる。当該各加盟国は、欧州委員会に報告し、かつ、確実に保険料率の決定要素としての性別の利用に關す

る正確な情報を収集し、公表し及び定期的に更新しなければならない。これらの加盟国は、その決定を、第 16 条に規定する欧州委員会の報告書を考慮しつつ、2007 年 12 月 21 日より 5 年目に見直し、その結果を欧州委員会に送付しなければならない。」

この免除規定は、保険に関する期限のない不平等の措置を認めるものであって、多くの加盟国はこの免除規定を国内で適用してきた。

EU 司法裁判所への提訴

こうした EU の法的背景の下で、ベルギーの消費者協会であるテスト・アジャ (Test-Achats) は、当該免除規定は男女均等原則に反するとして、この指令を同国の国内法として規定する 2007 年 12 月 21 日の法律を無効とするようベルギー憲法裁判所に提訴していたが、同憲法裁判所は審理の結果、これは EU 法解釈の問題としてこの審理手続を留保して欧州司法裁判所 (当時) に先決裁定を求めることを 2009 年 6 月 18 日に決定し、欧州司法裁判所は同月 29 日にこれを受理した。

先決裁定するよう求められた内容は次の 2 点であった。

- ① 指令 2004/113/EC 第 5 条第 2 項は、EU 条約第 6 条第 2 項、より具体的には当該規定の保障する平等及び非差別の原則と両立するか。(当時の EU 条約はニース条約。第 6 条第 2 項は、EU 基本権憲章の保障する基本権を尊重するという規定。)
- ② 仮に①に対する回答が「両立しない」であるならば、その適用を生命保険契約に限定するとしても、同指令第 5 条第 2 号は EU 条約第 6 条第 2 項と矛盾するのではないか。

EU 司法裁判所では、アヴォカ・ジェネラル (法務官) から、2010 年 9 月 30 日、当該指令の免除規定は無効であるとの意見が公表された。2011 年 3 月 1 日、大法廷は、提訴内容を認め、当該免除規定を 2012 年 12 月 21 日から無効とする判決を下した (注 2)。これは、EU 司法裁判所の確定判決であり、上訴はできない。

この先決裁定の結果として、特に生命保険や自動車保険等における女性の負担が増加することが考えられ、この結果はベルギー一国に留まることなく、影響の波紋は広がっている。

注 (インターネット情報はすべて 2011 年 3 月 22 日現在である。)

(1) “Council Directive 2004/113/EC of 13 December 2004 implementing the principle of equal treatment between men and women in the access to and supply of goods and services,” *Official Journal of the European Union*, L373, 21.12.2004, pp.37-43.

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2004:373:0037:0043:EN:PDF>>

(2) Case C-236/09: Judgment of the Court, 1 March 2011, Association Belge des Consommateurs Test-Achats and Others.

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:62009J0236:EN:HTML>>